

## リスク分担表

(管理業務)

項目	内容等	甲 ※1	乙 ※1
書類の誤り	募集要項、仕様書等の甲が責任をもつ書類の誤り	○	
	乙が提出した書類の誤り		○
物価の変動	人件費、物品費、光熱費等の変動に伴う増減	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
税制度の変更	消費税の変更	○	
	法人税の変更		○
	消費税、法人税以外で、対象施設の管理運営に影響を及ぼす変更	協議事項	
	一般的な税制変更（消費税を除く。）		○
法令の改正	施設の設置基準、管理基準等の変更により、施設、設備等の改修又は整備が必要なもの。	○	
	施設の管理業務一般に関するもの。		○
施設の利用許可等	施設の利用許可、利用許可の取消等		○
	甲の指定する施設の目的外使用許可	○	
	施設の利用許可、利用許可の取消等に対する不服申立て	○	
業務内容の変更	対象の新設、廃止、拡張、縮小に関するもの。	協議事項	
	甲の責めに帰すべき事由による事業内容の変更に関するもの	○	
	上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		○
施設、設備の修繕等	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき130万円（消費税額及び地方消費税額を含む）以上のもの	○	
	1件につき130万円（消費税額及び地方消費税額を含む）未満のもの		○
	その他特別な事情が認められるとき	協議事項	
備品等の修繕	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
	甲が貸与した備品等の修繕で、1件につき130万円（消費税額及び地方消費税額を含む）以上のもの	○	
	甲が貸与した備品等の修繕で、1件につき130万円（消費税額及び地方消費税額を含む）未満のもの		○

項目	内容等	甲	乙
備品等の修繕	自己の費用により購入又は調達した備品等の修繕		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		○
	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応に関するもの		○
	その他	○	
セキュリティ	乙として講ずべき措置の不備又は錯誤、乙の職員の不法行為による情報漏洩、犯罪等の発生		○
第三者への賠償	甲の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	その他	協議事項	
保険への加入	全国市長会市民総合賠償補償保険	○	
	全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険	○	
	施設賠償責任保険等への加入		○
不可抗力 ※2	不可抗力に伴う管理業務の履行不能、施設等の損害復旧等	協議事項	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取り消された場合における乙の撤収費用		○
運営開始の遅延	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の事由（不可抗力は除く。）によるもの	○	
要求水準の未達	要求水準等の未達、不適合等によるもの		○
	甲の指示による要求水準等の変更等に関するもの	○	
需要の変動	利用者の減少に関するもの		○
利用料金	利用料金の上限額の変更に関するもの	○	
	利用料金変更の不承認に関するもの		○
	利用料金の徴収に関するもの		○
	利用料金の減免に関するもの	協議事項	

(協定締結前)

項目	内容等	甲	乙
応募費用	応募費用の負担に関するもの		○
協定締結	甲の責めに帰すべき事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○	

項目	内容等	甲	乙
協定締結	乙の責めに帰すべき事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの		○
	上記以外の事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要することによるもの	協議事項	

(新たに整備する施設)

項目	内容等	甲	乙
事業の中止、延期	甲の責めに帰すべき事由による中止、延期	○	
	乙の責めに帰すべき事由による中止、延期		○
	乙の事業放棄、破綻		○
	甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない事案が発生した場合	協議事項	
測量・調査	甲が実施したもの	○	
	乙が実施したもの		○
地下埋設物	あらかじめ想定し得ない地下埋設物による費用負担や工期遅延	協議事項	
設計	甲の条件提示や指示の不備、変更によるもの	○	
	乙による指示、判断の不備によるもの		○
工事遅延	工事開始後、甲の指示に起因する工事期間延長に伴うもの	○	
	上記以外の理由に起因する工事期間延長に伴うもの		○
工事監理	乙が行う工事監理に関するもの		○
性能	乙が行う工事の要求水準等の未達、不適合等によるもの		○
工事費の増大	工事完了後に甲の指示に起因する工事費の増大	○	
	上記以外の工事費の増大		○
建設における施設の損傷	施設開設前に生じた施設の損傷		○

項目	内容等	甲	乙
運営・維持管理における施設損傷	事故、火災等による施設の損傷。施設の劣化に対して、乙が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因すること		○
運営・維持管理における施設損傷	第三者による施設の損傷		○
運営における利用者トラブル	管理許可区域内に関する利用者からの苦情やトラブルへの対応に関すること		○
運営における需要変動	当初の需要見込みより下回った状況による損害に関すること		○
原状回復	管理許可施設の原状回復に関するもの		○

(事業終了段階)

項目	内容等	甲	乙
終了手続	甲又は次期指定管理者への引継ぎその他の管理業務の終了に伴う諸手続及びその費用の負担に関するもの		○

※ 1 甲、乙

- ①甲：小平市
- ②乙：指定管理者

※ 2 不可抗カリスク（補足）

- ① 対象施設が災害発生等により復旧困難な被害を受けた場合は、甲は、乙に対して当該施設に関する業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- ② 対象施設は防災機能を有しており、災害時においては被災者への支援活動等を実施する。その場合、甲は、乙に対して当該施設に関する業務の全部又は一部の停止を命じることができる。